

1. 5 環境関連法規および学内規定等の紹介

1. 5. 1 学内規定や環境関連法規等の改定 <学内規程>

京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和 54 年 5 月 1 日達示第 11 号）の一部改正

無機廃液の処理を学内集中処理から外部委託処理に変更するとともに、学内集中処理に供していた装置が無機廃液の性状分析等のために引き続き供することに伴い、所要の改正を行いました（令和 6 年 1 月 26 日改正、令和 7 年 4 月 1 日施行）。

参考

https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000315.html（2025/11/27 閲覧）

京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項（平成 18 年 3 月 7 日総長裁定制定）の一部改正

実験廃液・廃棄物の運用の実態及び管理の必要性を踏まえ、実験廃液・廃棄物の定義を改めるとともに、無機廃液の学内処理を外部委託処理に変更するため、所要の改正を行いました（令和 6 年 12 月 10 日改正、令和 7 年 4 月 1 日施行）。

参考

https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00001142.html（2025/11/27 閲覧）

<環境関連法規>

本学と関係の深い環境関連法規の改正を紹介します。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正

2022 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行期日を 2025 年 4 月 1 日と定める公布が 2024 年 4 月に行われました。

2022 年 6 月公布における法改正では、すべての新築住宅・新築非住宅に省エネ適合義務が課せられることや、建築主が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上（義務基準である省エネ基準を上回る省エネ性能の確保）を図るよう努めなければならないこと等が定められています。

また、2024 年 4 月の公布では、省エネ基準への適合を求めない建築の規模を、床面積が 10 m²以下の建築物の建築とする政令も定められました。

参考

国土交通省「建築物省エネ法のページ」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoonehou.html>（2025/11/27 閲覧）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の改正

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）が改正され、以下の物質が第一種特定化学物質に新たに指定されました。

- ① PFOA の分枝異性体又はその塩 及び PFOA 関連物質（2024 年 7 月公布）
- ② UV-328（2024 年 12 月公布）
- ③ メトキシクロル（2024 年 12 月公布）
- ④ デクロランプラス（2024 年 12 月公布）

第一種特定化学物質については、製造又は輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入制限や第一種取扱事業者に対する基準適合義務及び表示義務等が規定されています。

参考

経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html (2025/11/27 閲覧)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の改正

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）が改正され、ボタン形亜鉛酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池等を含む7品目について、特定水銀使用製品に追加、製造等の廃止が決定されました。

製品に応じて2026年1月より段階的な施行が予定されています。新たに対象となる製品については、環境省のHPもご参照ください。

参考

環境省「「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について」

https://www.env.go.jp/press/press_04170.html (2025/11/27 閲覧)

毒物及び劇物指定令の改正

「毒物及び劇物指定令」の改正が行われ、新たにフルペンチオフェノックスが劇物として指定されました。

同改正は、2024年6月1日から施行されています。

参考

厚生労働省「毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）」

https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_partial_20240529_1.pdf (2025/11/27 閲覧)

1. 5. 2 手引きの改訂

令和7年4月時点でご利用頂ける手引きの一覧をご案内します。環境管理部門ホームページからでもダウンロード頂けますのでご利用下さい。

※手引きは随時改訂・更新され、差し替えられることがあります。

- ・廃液および廃棄物の情報管理の手引き
https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/kys/kys_manual/
- ・電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の利用
https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/course/download/e_manifest/
- ・これだけは知ってほしい京都大学の環境保全
<https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/course/download/kengakushiryou/>

1. 5. 3 廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正管理

廃棄物処理法をはじめ廃棄物管理に関して、大学の環境管理実務にも関係する制度の見直しや法令改正が行われています。大学における教育研究活動や施設管理に関係の深い制度として、次の事項を解説します。

- ・廃棄物処理法施行規則改正（有害廃棄物の情報伝達制度）
- ・電子マニフェスト制度の見直し
- ・リチウムイオン電池の適正管理に関する制度動向

< 廃棄物処理法施行規則の改正 >

廃棄物処理法では、排出事業者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物の性状や危険性に関する情報を処理業者に伝える義務があります。しかし、化学物質を含む廃棄物の情報伝達は必ずしも十分とは言えず、処理事故防止や適正処理の観点から制度の強化が求められてきました。このため2025年4月22日、廃棄物処理法施行規則の改正が公布され、有害廃棄物に関する情報伝達制度が強化されました。

改正の主な内容は、有害廃棄物に関する情報伝達義務の明確化と、PRTR制度の第一種指定化学物質を含む廃棄物の情報提供です。制度は段階的に施行される予定です。まず、2026年1月1日より契約書関連の改正が施行され、2027年1月1日から電子マニフェスト関連の改正が施行されます。

京都大学では、本改正を受け、契約書雛形の改訂や、PRTR 報告対象物質の情報の提供をしています。

本改正に関する詳細は下記ガイドラインを参照してください。

参考：環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

<電子マニフェスト制度の見直し>

産業廃棄物の処理状況を追跡するマニフェスト制度は電子化が進み、現在は電子マニフェスト

(JWNET) の利用が推進されています。しかし従来制度では、中間処理後の再資源化の状況などを排出事業者が十分に把握できないという課題がありました。

そこで制度の見直しが行われ、電子マニフェストの報告項目が追加される予定です。主な追加項目は、処分方法、処分量、再資源化物の種類・量、処分事業場情報です。これにより、本学などの排出事業者は、電子マニフェスト上で再資源化を含む処理状況を確認できるようになります。

本改正は主に処理業者にて対応が必要となる内容であり、本学においては排出事業者としての義務自体は大きく変わりません。しかし、廃棄物処理委託先の管理、廃棄物のリサイクル状況の確認、リサイクル実施状況の公表といった観点から、電子マニフェスト情報の活用が重要になると考えられます。

<リチウムイオン電池の適正処理に関する制度動向>

近年、リチウムイオン電池を原因とするごみ収集車や廃棄物処理施設の火災事故が全国で増加しています。環境省によれば、2024 年度には全国の市区町村の約 2 割で火災事故等が発生しており、その件数は 20,000 件を超えます。

(参考：環境省「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

このような状況を受けて、リチウムイオン電池の分別回収やリサイクル体制の強化が進められています。

大学では研究機器や電子機器の更新に伴い、多くのリチウムイオン電池が廃棄される可能性があります。特に次のような機器が対象になります。ノート PC、モバイルバッテリー、小型電子機器。これらの機器を廃棄する際には、電池の取り外し、専用回収ルートの利用、破損・膨張電池の安全管理などの対応が重要になります。

1. 5. 4 学内の廃棄物対策諸計画の実施状況

京都大学プラスチック対策実施プラン

プラスチック問題に対する世界的、社会的な機運の高まりを踏まえ、京都大学では、2020 年 1 月に京都大学プラスチック対策実施プラン（通称「京大プライド計画」）を策定し、取り組みを進めている。以下に 2024 年度の取組みの一例を紹介する。

<マイボトル普及に向けたインフラ整備>

マイボトル普及のために、学内どこにいても不自由なく給水できることを目指して、2020-2023 年度にかけて、実証実験としてウォーターサーバーを学内 9 か所に設置し、実験終了後も引き続きウォーターサーバーの設置増に向けて検討を進めてきた。2024 年度は、次年度（2025 年度）の新入生がマイボトルを持参するキャンパスライフを自然に送れるよう、本部構内のウォーターサーバー設置場所を示した環境早見表（2025 年度版）を作成し、入学時に配布する準備を行った。

学内ウォーターサーバー設置場所

エコ〜ど京大では、「京都大学ブラ・イド革命」の一環として、学内のウォーターサーバー設置に携わり、マイボトルの普及を図っています。京大校内のウォーターサーバーをまとめましたので、皆さんもぜひウォーターサーバーを利用してみてください！



図1 本部構内ウォーターサーバー設置場所 (2025年度版 環境早見表より抜粋)

また、ウォーターサーバーは2023年度までの実証実験で設置したもの以外にも、京都大学生協や交流スペース「linkhub@」でも設置が進められてきた。

今後は、本部構内以外も含めてウォーターサーバーマップの設置状況を反映した最新のマップ作製と、京都大学エコ宣言ウェブサイトを活用した情報発信を進める予定である。

<長寿命製品対策としての小型家電回収実験>

小型家電 (以下、小電) はプラスチック素材に加え、資源性の高いベースメタルやレアメタルが含有されていることから、資源循環が求められる代表的な長寿命製品である。長寿命型製品対策として、2023年度に続き2024年度も、京都市左京エコまちステーション、京都大学生協と協働して小電の回収実験を試行した。今回も個人が使用していた使用済み小電のみを対象とし、研究室や事務室の物は対象外とした。回収期間は昨年度より延長し、2025

年2月17日から3月31日までとした。回収ボックスは京大生協時計台ショップ入口に設置した。

その結果、昨年度より多い合計284 kg (647点)の小電を回収することができた。1日当たりの回収量は昨年度と大きく変わらないことから、回収期間を延長した効果が表れている。卒業シーズンを回収期間とすることで、卒業生から効率的に回収できているのではないかと考えている。今後も引き続き京都市や京大生協と連携して小電回収を通じた資源循環をはかっていく予定である。

表1 小電回収結果 (2023年度との比較)

年度	2023年度	2024年度
期間	2024年3月1日～29日の20日間 (土・日・祝日除く)	2025年2月18日～3月27日の26日間 (土・日・祝日除く)
回収点数	409	647
回収重量(kg)	168	283.7
1日当たりの回収点数	20.5	24.9
1日当たりの回収重量	8.4	10.9